分かりづらい税金の疑問もすっきり解決！

税のたより

税理士による無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 8月9日(水)午後2時～4時(一人30分以内)

ところ 役場内会議室

申込方法 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

その他

・申告書の作成に関する相談会ですので、税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。

・プライバシーは守られます。

問合せ先 役場 税務課 内線175・176

個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

個人事業税第1期分の納期限は、8月31日(木)です。

8月中旬に県から納税通知書を送りますので、次の方法で納付してください。

・お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下で、取扱期限内のものに限る)等での納付

・Pay - easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付

・インターネット(愛知県県税クレジットカードお支払サイト)でのクレジットカードによる納付(1万円ごとに73円(消費税別)の決済手数料がかかります。)

※ゆうちょ銀行および郵便局、Pay - easy並びにクレジットカードでの納付は領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口で納付してください。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので、ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

問合せ先 西尾張県税事務所県民税・事業税第2グループ ☎0586(45)3169 HP http://www.pref.aichi.jp/zeimu/

国民健康保険税の減額要件が改正されました

地方税法施行令の改正に合わせ、本町でも国民健康保険税条例の改正を行いました。

改正の概要

◉減額対象となる所得基準の引き上げ

国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得が一定の基準以下の場合、所得に応じて人数にかかる均等割と世帯にかかる平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

今回の改正では、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大しました。

5割軽減 前年所得合計が33万円＋26万5千円×被保険者数以下の世帯が対象

↓27万円に改正しました。

2割軽減 前年所得合計が33万円＋48万円×被保険者数以下の世帯が対象

↓49万円に改正しました。

※軽減判定所得には、被保険者全員の所得に加えて、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

問合せ先 役場 保険医療課 内線171